

平成29年4月25日

保護者の皆様

草津市立志津南小学校
校長 水野 晃

非常変災時その他、緊迫事態における非常措置について

滋賀県内の公立学校では、台風襲来等による非常変災その他緊迫状態発生、または発生のおそれのある場合、児童・生徒の登下校については、警報発令の報道をもとにした下記の非常措置基準により万全を期すことになっていきますので、お知らせします。よく読んでいただき、安全確保に努めていただきますようお願いいたします。

記

☆ 滋賀県に『特別警報』『暴風警報』が発令されている場合

<登校前> 家で様子を見てください

「午前7時」に「特別警報、暴風警報または暴風雨警報発令中」の時

→ 滋賀県内公立学校は臨時休業。

(テレビなどで確かめてください。学校からの連絡はありません。)

<学校にいる間> 学校待機または集団下校

集団下校の措置をとるときは、「緊急連絡メール」にて連絡します。

各家庭のご協力をお願いいたします。

※警報には「大雨警報」「洪水警報」などいろいろな種類があり、またいくつか組み合わせられる場合がありますが、「特別警報」および「暴風警報」が含まれる場合のみ、県内一斉に臨時休業措置をとることになります。ご注意ください。

☆ 震災など非常変災時その他緊迫事態が発生した場合

<登校前> 家で様子を見てください。

<学校にいる間> 学校待機または下校

状況や措置については、「緊急連絡メール」にて連絡します。

各家庭のご協力をお願いいたします。

※緊迫事態【弾道ミサイル飛来】にかかわる対応について

- ・ 午前7時までに本県域に「屋内避難の呼びかけ」があった場合・・・臨時休校
- ・ 午前7時以降分団出発時刻までに本県域に「屋内避難の呼びかけ」があった場合
・・・自宅待機

☆ 学校独自で臨時休業等の措置をとる場合

地域性などにより、学校独自の措置として始業時刻を遅らせたり、臨時休業の措置をとったりする場合は、「緊急連絡メール」にて連絡します。
その場合は、指示に従ってください。

☆ 児童の安全確保、安全指導について

- ① 暴風警報発令前や解除直後、大雨や洪水、台風、大雪時の登下校には、思わぬ危険が待ち受けています。危険箇所の点検や持ち物への配慮を十分していただき、保護者同伴、複数での登下校など、通学の安全に万全を期してください。
- ② 警報や注意報が解除されたり、雨や風がやんだりした後も、河川の増水や破損物の散乱などの危険が残ります。遊び場や通学路の確保、遊び方などにも十分にご留意ください。
- ③ 災害や緊急事態が発生した場合の「避難の仕方」「避難場所」「安全確保の仕方」など、各家庭においても様々な場合を想定して、話し合ったり訓練をしたりしておくことが大切です。

※主な連絡手段は、「緊急連絡メール」になります。

登録をまだされていない方は、ぜひすみやかに登録をお願いします。

なお、今年度は、4月28日（金）13時頃にテストメールを配信します。

草津市立志津南小学校

〒525-0045 草津市若草二丁目16-2

TEL 564-3666

FAX 564-5633

E-mail info@shizuminami-p.skc.ed.jp

※この文書は、大切に保存しておいてください。